第十二条第三項第三号中「（昭和二十二年法律第百三十二号）」を削り、同項第四号中「（昭和二十三年法律第二百四十二号）」を削り、同項第五号中「（昭和二十四年法律第百八十一号）」を削り、同項第六号中「（昭和二十四年法律第百八十三号）」を削り、同項第七号中「（昭和二十六年法律第二百三十八号）」を削り、同項第八号中「（昭和二十七年法律第百八十七号）」を削り、同項第九号中「（昭和二十八年法律第二百二十七号）」を削り、同項第十一号中「（平成七年法律第百五号）」を削り、同項第十二号中「（平成十三年法律第九十三号）」を削り、同項第十三号中「（平成十六年法律第百五十四号）」を削り、同項第十四号中「（平成十九年法律第七十四号）」を削る。

第二章を第三章とし、第一章の次に次の一章を加える。

第二章　顧客等に対する誠実義務

（顧客等の保護を確保することが必要と認められる業務）

第二条　法第二条第一項に規定する同条第二項各号に掲げる業務に付随し、又は関連する業務であって顧客等（同条第一項に規定する顧客等をいう。）の保護を確保することが必要と認められるものとして政令で定めるものは、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める業務（同条第二項各号に掲げる業務を除く。）及びこれらに類する業務であって当該各号に掲げる業務に関連するものとして内閣府令で定めるものとする。

一　法第二条第二項第二号に掲げる業務　金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第三十五条第一項に規定する業務

二　法第二条第二項第三号に掲げる業務　銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十条第二項の規定により営むことができる業務

三　法第二条第二項第五号に掲げる業務　次のイからチまでに掲げる業務

イ　農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第十五号に規定する附帯する事業（同項第二号又は第三号に規定する事業に係るものに限る。）又は同条第六項第十七号に規定する附帯する事業（同項第一号又は第二号に規定する事業に係るものに限る。）に係る業務

ロ　水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条第一項第十七号に規定する附帯する事業（同項第三号又は第四号に規定する事業に係るものに限る。）若しくは同条第四項第十四号に規定する附帯する事業（同項第一号又は第二号に規定する事業に係るものに限る。）に係る業務、同法第九十三条第一項第十号に規定する附帯する事業（同項第一号又は第二号に規定する事業に係るものに限る。）若しくは同条第二項第十二号に規定する附帯する事業（同項第一号又は第二号に規定する事業に係るものに限る。）に係る業務又は同法第九十七条第一項第十二号に規定する附帯する事業（同項第一号又は第二号に規定する事業に係るものに限る。）若しくは同条第三項第十二号に規定する附帯する事業（同項第一号又は第二号に規定する事業に係るものに限る。）に係る業務、同法第八十七条第一項第十八号に規定する附帯する事業（同項第三号又は第四号に規定する事業に係るものに限る。）若しくは同条第四項第十四号に規定する附帯する事業（同項第一号又は第二号に規定する事業に係るものに限る。）に係る業務、同法第九十三条第一項第十号に規定する附帯する事業（同項第一号又は第二号に規定する事業に係るものに限る。）若しくは同条第二項第十二号に規定する附帯する事業（同項第一号又は第二号に規定する事業に係るものに限る。）に係る業務又は同法第九十七条第一項第十二号に規定する附帯する事業（同項第一号又は第二号に規定する事業に係るものに限る。）若しくは同条第三項第十二号に規定する附帯する事業（同項第一号又は第二号に規定する事業に係るものに限る。）に係る業務、同法第八十七条第一項第十八号に規定する附帯する事業（同項第三号又は第四号に規定する事業に係るものに限る。）若しくは同条第四項第十四号に規定する附帯する事業（同項第一号又は第二号に規定する事業に係るものに限る。）に係る業務

ハ　中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の八第一項第四号に規定する附帯する事業若しくは同条第二項第二十五号に規定する附帯する事業（同項第一号から第五号までに規定する事業に係るものに限る。）に係る業務又は同法第九条の九第一項第九号に規定する附帯する事業（同項第一号又は第二号に規定する事業に係るものに限る。）若しくは同条第六項第一号に規定する事業のうち同法第九条の八第二項第二十五号に係るもの（同項第一号、第二号、第四号又は第五号に規定する事業に係るものに限る。）に係る業務

ニ　信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十三条第三項の規定により行うことができる業務又は同法第五十四条第四項の規定により行うことができる業務

ホ　長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第六条第三項の規定により営むことができる業務

ヘ　労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第五十八条第一項に規定する付随する業務若しくは同条第二項に規定する付随する業務（同項第一号から第六号までに掲げる業務に係るものに限る。）又は同法第五十八条の二第一項に規定する付随する業務（同項第一号から第四号までに掲げる業務に係るものに限る。）

ト　農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第五十四条第四項の規定により営むことができる業務

チ　株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第二十一条第四項の規定により営むことができる業務

四　法第二条第二項第六号に掲げる業務　銀行法第五十二条の四十二第一項（農業協同組合法第九十二条の四第一項、水産業協同組合法第百八条第一項、協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第六条の四の二第一項、信用金庫法第八十九条第五項、長期信用銀行法第十七条、労働金庫法第九十四条第三項又は農林中央金庫法第九十五条の四第一項において準用する場合を含む。）に規定する付随する業務

五　法第二条第二項第十号に掲げる業務のうち保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第一項に規定する保険業に係る業務　同法第九十八条第一項の規定により行うことができる業務又は同法第二百七十二条の十一第一項に規定する付随する業務

六　登録金融機関業務（金融商品取引法第三十三条の三第一項第六号イに規定する登録金融機関業務をいい、法第二条第二項第二号及び第九号に掲げる業務を除く。以下この号及び次条第一号において同じ。）　登録金融機関業務に付随する業務

（法第二条第二項第十九号に規定する政令で定める業務等）

第二条の二　法第二条第二項第十九号に規定する政令で定める業務は次の各号に掲げる業務とし、同項第十九号に規定する政令で定める者は、当該各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

一　登録金融機関業務　当該業務を行う者並びにその役員及び使用人

二　信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第五十条の二第一項に規定する登録を受けて行う信託法（平成十八年法律第百八号）第三条第三号に掲げる方法によってする信託に係る事務に関する業務　当該業務を行う者並びにその役員及び使用人

（租税特別措置法施行令等の一部改正）

第三条　次に掲げる政令の規定中「第二十九条の四の二第九項」を「第二十九条の四の二第八項」に改める。

一　租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第三条の三第八項

二　国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）第九条の三第一項第五号

三　地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第十六条の二第一項第五号

四　石炭鉱業年金基金法施行令（昭和四十二年政令第二百七十六号）第十六条第二項第二号

五　勤労者財産形成促進法施行令（昭和四十六年政令第三百三十二号）第一条の二第三号

六　国民年金基金令（平成二年政令第三百四号）第三十条第一項第四号

七　内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行令（平成九年政令第三百六十三号）第四条第一項第四号

八　財政融資資金法施行令（平成十二年政令第三百六十号）第二条第二項第一号

九　確定給付企業年金法施行令（平成十三年政令第四百二十四号）第四十三条

十　国立研究開発法人科学技術振興機構法施行令（平成十五年政令第四百三十九号）第九条第二項